

**【新設】** （対象配当等の額が自己株式の取得によるものである場合の譲渡原価の計算）

2-3-4の3 法人が、法第24条第1項（第5号に係る部分に限る。）《配当等の額とみなす金額》の規定により法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に掲げる金額とみなされる金額を受ける場合において、そのみなされる金額が対象配当等の額に該当することにより子会社株式簿価減額特例の適用を受けるときは、当該対象配当等の額の基因となった株式又は出資の譲渡に係る法第61条の2第1項第2号《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》の「その有価証券の譲渡に係る原価の額（……）」は、令第119条の3第7項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定によりそのみなされる金額に係る基準時の直前における帳簿価額から益金不算入相当額を減算した金額をその有する株式等の数で除して計算した金額にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額による。

**【解説】**

- 1 本通達は、法人税法第24条第1項第5号《配当等の額とみなす金額》に規定する自己の株式又は出資の取得（以下「自己株式等の取得」という。）によって受ける同法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に掲げる金額とみなされる金額（以下「みなし配当の額」という。）について子会社株式簿価減額特例（令119の3⑦）の適用を受ける場合における有価証券の譲渡原価の計算方法を明らかにするものである。
- 2 法人が有価証券の譲渡をした場合には、譲渡対価の額（みなし配当の額がある場合には、そのみなし配当の額を控除した後の金額）から譲渡原価の額を減算等して計算される譲渡損益の額を、その譲渡に係る契約をした日等の属する事業年度の益金又は損金の額に算入することとされている（法61の2①）。そして、自己株式等の取得により金銭等の交付を受けた場合における有価証券の譲渡損益の計算上の譲渡原価の額は、その自己株式等の取得の直前のその自己株式等の一単位当たりの帳簿価額にその取得されることとなる株式等の数を乗じて計算した金額となる（法61の2①二）。
- 3 ところで、法人が自己株式等の取得によって受けるみなし配当の額について本特例の適用を受ける場合には、基準時の直前において有する他の法人の株式等の帳簿価額からそのみなし配当の額のうち益金不算入相当額（法人税法施行令第119条の3第7項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する益金の額に算入されない金額をいう。）を減算して基準時における一単位当たりの帳簿価額を計算することとされ（令119の3⑦）、自己株式等の取得に係る基準時は、みなし配当事由が生じた時（自己株式等の取得の時）をいうこととされている（令119の3⑨三ニ）ことからすると、基準時の直前とは自己株式等の取得の直前と同義である。すなわち、譲渡原価の計

算の基礎となる自己株式等の取得の直前の帳簿価額は、本特例を適用した後の帳簿価額ということになる。本通達では、このことを明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通2-3-4の3）を定めている。